令和4年(2022年)3月1日より施行

小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格簡易ボイラー等構造規格 のうち 簡易ボイラー等構造規格の改正内容

○簡易ボイラー等構造規格 P33~34 (赤字傍線部分が改正部分)

改 正 後

改 (水圧試験)

(水圧試験)

第1条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第13条第3項第25号に掲げる機械等(以下「簡易ボイラー」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める圧力により水圧試験を行つて異状のないものでなければならない。

- 1 令第1条第3号ロ、へ及び上に掲げる 簡易ボイラーのうち、使用する最高のゲー ジ圧力(以下「最高圧力」という。)が 0.1 メガパスカル以下のもの 0.2メガパス カル
- 2 令第1条第3号ロ、<u>へ</u>及び<u>ト</u>に掲げる 簡易ボイラーのうち、最高圧力が0.1メ ガパスカルを超え、0.42メガパスカル 以下のもの 最高圧力の2倍の圧力
- 3 今第1条第3号ホに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が0.1メガパスカルを超えるもの(同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除く。) 最高圧力の1.3倍の圧力又は最高圧力に0.1メガパスカルを加えた圧力のいずれか大きい値の圧力
- 4 令第1条第3号へ及び上に掲げる簡易 ボイラーのうち、最高圧力が0.42メガパ スカルを超え、1.5メガパスカル以下の

第1条 労働安全衛生法施行令(昭和 47年政令第318号。以下「令」という。)第13条第3項第25号に掲げる機械等(以下「簡易ボイラー」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める圧力により水圧試験を行つて異状のないものでなければならない。

正

前

- 1 令第1条第3号ロ、<u>ホ</u>及び<u>へ</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、使用する最高のゲージ圧力(以下「最高圧力」という。)が 0.1メガパスカル以下のもの 0.2 メガパスカル
- 2 令第1条第3号ロ、<u>ホ</u>及び<u>へ</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が0. 1メガパスカルを超え、0.42メガパスカル以下のもの 最高圧力の2倍の 圧力

(新設)

3 令第1条第3号<u>ホ</u>及び<u>へ</u>に掲げる簡 易ボイラーのうち、最高圧力が0.42メ ガパスカルを超え、1.5メガパスカル以 もの 最高圧力1.3倍に1.3メガパスカルを加えた圧力

5 令第1条第3号<u>ト</u>に掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が1.5メガパスカルを超えるもの 最高圧力の1.5倍の圧力

6 • 7 (略)

(安全弁等)

- 第4条 簡易ボイラーのうち、令第1条第3 号イ及びロに掲げる蒸気ボイラー(同号へ 及び上に掲げる貫流ボイラーを除く。)は、 最高圧力に達すると直ちに作用する安全 弁又はこれに代わる安全装置(次条におい て「安全弁等」という。)を備えたものでな ければならない。
 - 2 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号 二<u>及びホ</u>に掲げる温水ボイラー(同号<u>へ</u>及 び<u>ト</u>に掲げる貫流ボイラーを除く。)は、最 高圧力に達すると直ちに作用する逃がし 弁を備えたものでなければならない。ただ し、逃がし管を備えたものについては、こ の限りでない。
 - 3 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号 へ及び上に掲げる貫流ボイラーは、最高圧 力に達すると直ちに作用する安全弁(温水 ボイラーにあつては、逃がし弁)を備え、 かつ、ボイラー水が不足した際に自動的に 燃料の供給を<u>遮断</u>する装置又はこれに代 わる安全装置を備えたものでなければな

下のもの 最高圧力の1.3倍に1.3メガパスカルを加えた圧力

4 令第1条第3号へに掲げる簡易ボイラーのうち、最高圧力が1.5メガパスカルを超えるもの 最高圧力の1.5倍の圧力

5 · 6 (略)

(安全弁等)

- 第4条 簡易ボイラーのうち、令第1条第 3号イ及びロに掲げる蒸気ボイラー(同 号水及びへに掲げる貫流ボイラーを除 く。)は、最高圧力に達すると直ちに作 用する安全弁又はこれに代わる安全装 置(次条において「安全弁等」という。) を備えたものでなければならない。
 - 2 簡易ボイラーのうち、令第1条第3 号ニに掲げる温水ボイラー(同号水及びへに掲げる貫流ボイラーを除く。)は、 最高圧力に達すると直ちに作用する逃がし弁を備えたものでなければならない。ただし、逃がし管を備えたものについては、この限りでない。
 - 3 簡易ボイラーのうち、令第1条第3 号水及びへに掲げる貫流ボイラーは、最高圧力に達すると直ちに作用する安全 弁(温水ボイラーにあつては、逃がし弁) を備え、かつ、ボイラー水が不足した際 に自動的に燃料の供給をしや断する装置又はこれに代わる安全装置を備えた

らない。

(自動温度制御装置等)

第4条の2 簡易ボイラーのうち、令第1条 第3号ホに掲げる木質バイオマス温水ボ イラー (同号ニに掲げる温水ボイラー並び に同号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを 除く。) は、水温を摂氏百度以下とする自動 温度制御装置及び水温が摂氏百度を超え た場合に直ちに摂氏百度以下とする冷却 装置を備えたものでなければならない。 2 前項の冷却装置は、停電の場合におい ても有効に作動するものでなければなら ない。

(燃焼安全装置)

第4条の3 簡易ボイラーのうち、令第1条 第3号ホに掲げる木質バイオマス温水ボ イラー(同号ニに掲げる温水ボイラー並び に同号へ及びトに掲げる貫流ボイラー並 びに手動で燃料の供給を遮断することが できるものを除く。)は、燃焼安全装置(燃 焼の状態を監視して、異常消火、炉内の温 度の異常な上昇その他の異常(次項におい て「燃焼の状態等に係る異常」という。) があつた場合に自動的に燃料の供給を遮 断し、かつ、逆火を防止するものをいう。) を備えたものでなければならない。

2 前項の燃焼安全装置は、燃焼の状態等 に係る異常があつたことによる燃料供給 の遮断が起こつた場合に、手動による操作 をしない限り燃料の供給を再開できない ものでなければならない。 ものでなければならない。

(新設)

(新設)

(表示)

第6条 簡易ボイラー及び容器は、次の事項 を記載した銘板が取り付けられているも のでなければならない。

 $1 \sim 5$ (略)

- 6 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号 ホに掲げる木質バイオマス温水ボイラー (同号ニに掲げる温水ボイラー並びに同 号へ及びトに掲げる貫流ボイラーを除 く。) にあつては、最高使用温度
- 7 簡易ボイラーのうち、令第1条第3号 二及びホに掲げる木質バイオマス温水ボ イラー(ゲージ圧力0.1メガパスカル以 下で、かつ、伝熱面積4平方メートル以下 のものを除く。)にあつては、燃料の種類

(表示)

第6条 簡易ボイラー及び容器は、次の事項を記載した銘板が取り付けられているものでなければならない。

 $1 \sim 5$ (略)

(新設)

(新設)